証券コード　6564
2026年６月10日
（電子提供措置開始日2026年６月５日）

株　主　各　位

静岡県浜松市中央区有玉南町2163番地
株式会社ミダックホールディングス
代表取締役社長　加　藤　恵　子

# 第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
　https://www.midac.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
　https://d.sokai.jp/6564/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミダックホールディングス」または「コード」に当社証券コード「６５６４」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面又はインターネット等による株主総会の議決権行使を是非ご活用ください。本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、インターネット等により行使することができますので、いずれかの方法により、2026年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

**１．日　　時**　2026年６月26日（金曜日）午前10時　（受付開始：午前9時30分）
**２．場　　所**　静岡県浜松市中央区板屋町111番地の２
オークラアクトシティホテル浜松４F　「平安の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
**３．目的事項**
**報告事項**　１．第62期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第62期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　取締役（監査等委員であるものを除く）５名選任の件
**第２号議案**　監査等委員である取締役１名選任の件
**第３号議案**　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

**４．招集にあたっての決定事項**
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(3)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**2026年６月26日（金曜日）**
**午前10時**（受付開始：午前9時30分）

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2026年６月25日（木曜日）**
**午後５時到着分まで**

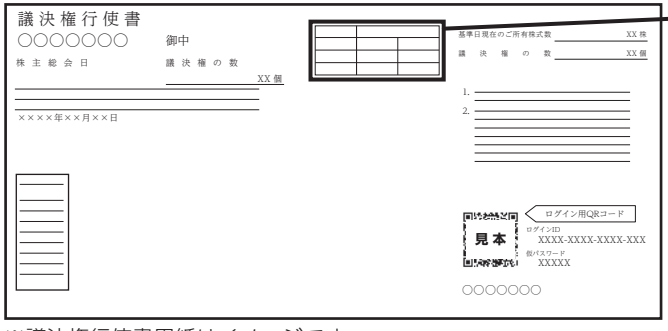
### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年６月25日（木曜日）**
**午後５時入力完了分まで**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内




※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第１号議案**

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

**第２・３号議案**

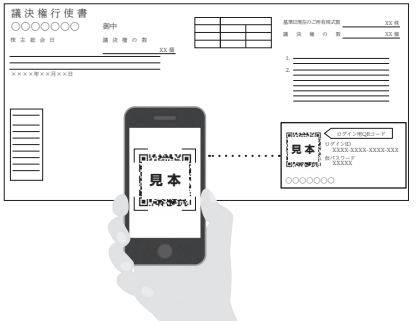
- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。




※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

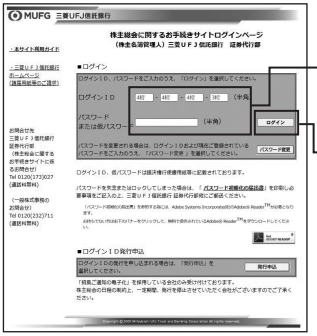



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。




3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク**
**0120－173－027**
（通話料無料／受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

**【ご注意事項】**

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、会場への入場開始は午前９時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。

◎本招集ご通知は会社法第325条の5に定める電子提供措置事項を記載した書面となります。株主総会参考書類等のうち本招集ご通知に記載のない事項につきましては、前掲の各ウェブサイトに別途掲載しております。したがいまして、監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告並びに連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の記載事項と各ウェブサイトの記載事項とで構成されております。

◎電子提供措置事項のうち、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要、内部統制システムの運用状況の概要、剰余金の配当等の決定に関する方針、会社の支配に関する基本方針、並びに、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告及び監査等委員会の監査報告は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面、「招集ご通知」をお送りしております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

# 事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

## １．企業集団の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、設備投資や個人消費などの内需が底堅く推移するなど景気は緩やかな回復基調であるものの、米国のトランプ政権による関税政策や中東・ウクライナでの紛争など海外情勢の混迷、物価上昇の影響などにより、国内外の景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループはミダックグループ10年ビジョン『Challenge 80th』の実現に向けた第１次中期経営計画のもと、「成長加速のための基盤づくり」のため、既存事業の収益力強化に努めてまいりました。

まずオーガニックグロースにおいては、管理型最終処分場「奥山の杜クリーンセンター」を中心とした廃棄物受託量の拡大に努め、新規大口案件の受託や既存取引先との取引量の拡大により、廃棄物受託量は増加しました。また、同地域内にある管理型最終処分場「遠州クリーンセンター」及び安定型最終処分場「浜名湖クリーンセンター」につきましても、両最終処分場共に埋立容量の増量が完了し、供用を開始しております。

M&Aグロースについては、遠州砕石株式会社において前期の収益向上に貢献した奥山の杜クリーンセンターの第２期～第４期工事で排出される残土の受入れが無かったことから減収となりました。また、最終処分場における支援型M&Aの一環として、2025年４月に子会社化した千葉県内で管理型最終処分場を運営する大平興産株式会社については、第２四半期連結会計期間から損益計算書に連結しております。大平興産株式会社は中長期的な最終処分場の増量に向けて第三処分場第七堰堤工区工事のため廃棄物の搬入制限を継続しておりましたが、2025年11月より搬入を再開しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,844百万円（前連結会計年度比8.6％増）、営業利益は4,723百万円（同4.2％増）、経常利益は4,649百万円（同4.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,888百万円（同0.9％増）となっており、売上高、各利益において過去最高を更新しました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

廃棄物処分事業におきましては、最終処分場においては、旺盛な埋立需要を背景に廃棄物受託量が増加しました。また、焼却施設を中心とした中間処理施設においても、既存取引先からの受託量は安定的に推移しました。以上の結果、売上高は9,609百万円（同12.4%増）となり、セグメント利益は5,321百万円（同7.5%増）となりました。

収集運搬事業におきましては、産業廃棄物においては、取引先に対する価格転嫁を進めたことで、前期並みの売上を確保しました。一般廃棄物においては、スポット案件の受託などにより株式会社フレンドサニタリーは前期並みの売上を確保しました。また、株式会社ミダックライナーについては、飲食店を中心とした新規開拓に注力した結果、受託量は前期よりも増加しました。以上の結果、売上高は2,030百万円（同0.8%増）となり、セグメント利益は561百万円（同6.1%増）となりました。

仲介管理事業におきましては、大口案件の獲得により、協力会社への仲介は好調に推移しました。以上の結果、売上高は145百万円（同14.2%増）となり、セグメント利益は111百万円（同22.4%増）となりました。

事業別売上高

| 事業区分 | 第61期 (2025年3月期) (前連結会計年度) | | 第62期 (2026年3月期) (当連結会計年度) | | 前連結会計年度比 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 増減率 |
| 廃棄物処分事業 | 8,549百万円 | 78.4% | 9,609百万円 | 81.1% | 1,059百万円 | 12.4% |
| 収集運搬事業 | 2,013百万円 | 18.5% | 2,030百万円 | 17.1% | 16百万円 | 0.8% |
| 仲介管理事業 | 127百万円 | 1.2% | 145百万円 | 1.2% | 18百万円 | 14.2% |
| その他 | 214百万円 | 2.0% | 60百万円 | 0.5% | △154百万円 | △72.0% |
| 合計 | 10,905百万円 | 100.0% | 11,844百万円 | 100.0% | 939百万円 | 8.6% |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8,440百万円で、その主なものは、奥山の杜クリーンセンター第2・3・4工区埋立地建設工事及び新規水処理施設に係るもの等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、奥山の杜クリーンセンター第2・3・4工区埋立地建設工事の中間金支払資金として3,600百万円の調達を行いました。

### ⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 59 期<br>(2023年３月期) | 第 60 期<br>(2024年３月期) | 第 61 期<br>(2025年３月期) | 第 62 期<br>(2026年３月期)<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 7,771 | 9,547 | 10,905 | 11,844 |
| 経常利益(百万円) | 2,692 | 3,377 | 4,450 | 4,649 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 1,685 | 1,907 | 2,862 | 2,888 |
| １株当たり当期純利益　(円) | 61.12 | 69.00 | 103.51 | 104.37 |
| 総資産(百万円) | 21,607 | 26,901 | 28,492 | 39,412 |
| 純資産(百万円) | 10,983 | 12,789 | 15,452 | 18,022 |

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

⑶ **重要な子会社の状況**（2026年３月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ミダック | 10百万円 | 100.0% | 廃棄物処分事業 |
| 株式会社ミダックライナー | 10百万円 | 100.0% | 一般廃棄物の収集運搬事業 |
| 株式会社三晃 | 10百万円 | 100.0% | 廃棄物処分事業 |
| 株式会社ミダックこなん | 5百万円 | 100.0% | 廃棄物処分事業 |
| 株式会社フレンドサニタリー | 10百万円 | 100.0% | 一般廃棄物の収集運搬事業 |
| 大平興産株式会社 | 66百万円 | 100.0% | 廃棄物処分事業 |
| 遠州砕石株式会社 | 45百万円 | 100.0% | 砕石製造業 |

（注）１．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
２．2026年４月３日に廃棄物処分事業を主業とする有限会社エノケン工業（資本金３百万円）を完全子会社化しました。

⑷ **対処すべき課題**

企業を取り巻く環境といたしましては、雇用・所得環境の改善や経済対策の進展による景気の回復が期待されます。一方で、米国の政策や中東での紛争に起因する景気下振れリスクや物価上昇、異常気象による自然災害リスクなど、依然として不透明な状況が続くものと予測されます。

このような状況のもと、当社グループにおきましては第１次中期経営計画の最終年度として、既存事業の収益力強化に努めてまいります。また、当社の強みである収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制を基盤としながら、特に最終処分場において奥山の杜クリーンセンターと大平興産株式会社を主体として廃棄物受託量の増加を図るとともに、有限会社エノケン工業を支援型M&Aの一環としてグループに加えたことで、静岡県内での安定型埋立におけるシェア向上に努めてまいります。中間処理施設におきましても、新規水処理施設である都田テクノプラントを主体とし、引き続き販路拡大に向けた営業活動を推進することで稼働率の向上を図ってまいります。

① コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした非常に厳しい法的規制を受けており、環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けております。よって、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

② 新規廃棄物処理施設の拠点展開とM＆Aの推進

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に焼却施設及び最終処分場の設置候補地を複数選定し、同時並行的に計画を推進することで早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。特に、廃棄物排出量が最も多い関東方面への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

なお、最終処分場におきましては、東日本エリア2件、西日本エリア1件の管理型最終処分場許可取得計画を推進し、今後の開業に向けて準備を進めていく予定であります。

今後におきましても、新規廃棄物処理施設の展開にあたっては、自社での対応だけに限定せず、M&Aなど柔軟かつスピーディーに対応していく方針であります。

③ グループ内連携の強化

当社グループは、グループ経営戦略の立案機能の強化及び再編が進む廃棄物処理業界において、M&Aを推進する機動的な組織体制を構築するため持株会社体制を敷いております。引き続き積極的なM&A投資を進めるとともに、グループ間の連携・情報の共有をより強化することで更に高度な廃棄物処理を追求してまいります。

④ サステナビリティ経営の実践

当社グループのサステナビリティは、経営理念「水と大地と空気そして人、すべてが共に栄えるかけがえのない地球を次の世代に美しく渡すために、その前線を担う環境創造集団としての社会的責任を自覚して地球にやさしい廃棄物処理を追求してまいります。」に基づき、健全かつ公平で透明性の高い経営と環境に配慮した廃棄物処理を追求することで、地域社会をはじめとするステークホルダーとの関係構築と地域に根差した環境インフラの提供を通じて、中長期の当社グループの企業価値の向上と社会の持続的な成長を目指すものです。当社取締役や主要幹部、関係会社の代表取締役等にて構成されるサステナビリティ推進委員会を中心に、サステナビリティ関連方針の策定やサステナビリティを巡る課題に対する横断的かつ機動的な各種施策の検討・実施を進め、社会課題の本質的な解決に向けた企業経営を実践してまいります。

## 2．会社の現況

### 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 加藤　恵子 | 株式会社ミダック　代表取締役社長 |
| 専務取締役 | 熊谷　裕之 | 大平興産株式会社　取締役 |
| 取締役 | 武田　康保 | 開発事業部長<br>品川オフィス支配人<br>LOVE　THY　NEIGHBOR株式会社<br>代表取締役社長 |
| 取締役 | 髙田　廣明 | 経営企画部長<br>株式会社ミダックこなん　監査役 |
| 取締役 | 鈴木　清彦 | 事業統括部長<br>株式会社ミダック　取締役兼事業部長 |
| 取締役（常勤監査等委員） | 川上　好武 | － |
| 取締役（監査等委員） | 石川　真司 | 弁護士法人中京法律事務所　代表社員 |
| 取締役（監査等委員） | 奥川　哲也 | 奥川哲也税理士事務所　所長<br>株式会社カノークス　社外取締役 |
| 取締役（監査等委員） | 俵山　初雄 | 学校法人興誠学園理事長 |

（注）1．取締役（監査等委員）石川真司氏、取締役（監査等委員）奥川哲也氏及び取締役（監査等委員）俵山初雄氏は、社外取締役であります。

2．取締役（常勤監査等委員）川上好武氏は、開発、営業、内部監査室と従事、他社及び当社において豊富な経験・知見、化学的な知識を有しております。
監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、川上好武氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3．取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しております。
4．取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、税理士として財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5．取締役（監査等委員）俵山初雄氏は、浜松信用金庫（現浜松磐田信用金庫）常務理事、一般財団法人しんきん経済研究所理事長等豊富な実務経験をとおし、金融、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
6．当社は、取締役（監査等委員）石川真司氏、取締役（監査等委員）奥川哲也氏及び取締役（監査等委員）俵山初雄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7．当事業年度中の重要な兼職の異動は次のとおりです。

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| 熊谷裕之 | 株式会社ミダック 専務取締役<br>株式会社ミダックライナー 取締役 | 株式会社ミダック 専務取締役<br>株式会社ミダックライナー 取締役<br>大平興産株式会社 取締役 | 2025年4月14日 |
| | 株式会社ミダック 専務取締役<br>株式会社ミダックライナー 取締役<br>大平興産株式会社 取締役 | 株式会社ミダック 専務取締役<br>大平興産株式会社 取締役 | 2025年6月24日 |
| | 株式会社ミダック 専務取締役<br>大平興産株式会社 取締役 | 大平興産株式会社 取締役 | 2025年6月25日 |
| 武田康保 | 品川オフィス支配人<br>株式会社三晃 取締役<br>LOVE THY NEIGHBOR株式会社 代表取締役社長 | 開発事業部長<br>品川オフィス支配人<br>株式会社三晃 取締役<br>LOVE THY NEIGHBOR株式会社 代表取締役社長 | 2025年5月15日 |
| | 開発事業部長<br>品川オフィス支配人<br>株式会社三晃 取締役<br>LOVE THY NEIGHBOR株式会社 代表取締役社長 | 開発事業部長<br>品川オフィス支配人<br>LOVE THY NEIGHBOR株式会社 代表取締役社長 | 2025年6月24日 |

| 氏名 | 異動前 | 異動後 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| 鈴木清彦 | 事業統括部長<br>株式会社ミダック 取締役兼事業部長<br>ミダックこなん 取締役 | 事業統括部長<br>株式会社ミダック 取締役兼事業部長 | 2025年6月25日 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員）石川真司氏、奥川哲也氏及び俵山初雄氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、管理職従業員及び出向先で役員等として勤務する従業員並びに子会社の取締役、監査役及び管理職従業員の全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

④ 取締役の報酬等

イ．取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2026年５月28日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、新たに決議しております。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬を軸に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、基本給、純資産額、業績に与える貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬の決定プロセスは、2017年６月22日開催の第53期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額200百万円以内とするとの決議を条件とし、毎年定時株主総会後の取締役会にて各取締役の具体的報酬額の決定を代表取締役社長へ一任することを決定している。また、監査等委員会において取締役（監査等委員を除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第３条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定している。

3．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、廃棄物処分事業である最終処分場を主業とし、最終処分場の埋立残容量と利益のバランスを重視する当社ではそぐわないと判断したため、現状では支給しない方針とする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（リストリクテッド・ストック）とする。

当社の取締役（監査等委員を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を第55期定時株主総会での決議により、その報酬限度額（年額200百万円以内）の範囲内、譲渡制限期間は当社の取締役会が予め定める期間を原則として支給することとする。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会で委任を受けた代表取締役社長は、監査等委員会において取締役（監査等委員を除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第３条第四項及び法令に基づき審議した結果を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

[取締役の役位ごとの種類別報酬割合]

| 役位 | 役員報酬の構成比 | | |
|---|---|---|---|
| | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
| 代表取締役 | 57%～67% | － | 33%～43% |
| 専務取締役 | 62%～72% | － | 28%～38% |
| 常務取締役 | 67%～77% | － | 23%～33% |
| 取締役（監査等委員であるものを除く） | 72%～82% | － | 18%～28% |
| 社外取締役 | 100% | － | － |
| 監査等委員である取締役 | 100% | － | － |

（注）１．基本報酬において使用人兼務役員については、使用人分給与も加味している。
２．当社役員規程第27条により上記表以外、会社の業績の内容により取締役に対し、株主総会に上程しその決議を経たうえで役員賞与を支給することがある。
３．当社では、役員退職慰労金は廃止している。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額(千円) | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる役員の員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 147,988<br>(-) | 105,292<br>(-) | -<br>(-) | 42,696<br>(-) | 5<br>(-) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 15,300<br>(9,000) | 15,300<br>(9,000) | - | - | 4<br>(3) |
| 合計<br>（うち社外取締役） | 163,288<br>(9,000) | 120,592<br>(9,000) | -<br>(-) | 42,696<br>(-) | 9<br>(3) |

（注）１．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、内容は譲渡制限付株式（リストリクテッド・ストック）であります。

３．上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員を除く）５名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

４．取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年６月22日開催の第53期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は５名です。

また、金銭報酬とは別枠（以下、「本制度」という。）で、2019年６月25日開催の第55期定時株主総会において、株式報酬の額として年額200百万円以内（監査等委員及び社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。2022年6月29日開催の第58期定時株主総会においては、本制度に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式の発行または処分方法について一部改定の決議をいただいております。

当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は５名です。

５．取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2017年６月22日開催の第53期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名です。

６．取締役会は、代表取締役社長加藤恵子氏に対し取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く）の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、監査等委員会において取締役（監査等委員を除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第３条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士法人中京法律事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、奥川哲也税理士事務所の所長、及び株式会社カノークスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）俵山初雄氏は、学校法人興誠学園理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、株式会社カノークスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|---|
| 取締役<br>(監査等委員) | 石　川　真　司 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験から取締役会において、特に重要な契約では具体的なご発言及びご助言をいただいております。<br>また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 奥　川　哲　也 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。税理士として財務、会計及び税務に関する専門的な知識と経験から取締役会において、特に内部統制の観点からご発言及びご助言をいただいております。<br>また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 俵　山　初　雄 | 当事業年度に開催された取締役会19回に出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。浜松磐田信用庫等での長年の勤務による豊富な知識、業務経験から取締役会において、特にM&A関連において貴重なご発言及びご助言をいただいております。<br>また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。 |

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　取締役（監査等委員であるものを除く）５名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ）全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 加藤恵子（かとうけいこ）<br>(1970年６月１日) | 2001年１月　税理士登録<br>2006年８月　株式会社ミダックホールディングス取締役就任<br>2010年４月　当社取締役就任<br>2016年６月　株式会社ミダックはまな（現株式会社ミダック）取締役就任<br>2019年４月　当社代表取締役社長就任（現任）<br>2021年９月　株式会社ミダック代表取締役社長就任（現任） | 687,615株 |
| (取締役候補者とした理由)<br>加藤恵子氏は、長年にわたり、取締役として経営に携わるとともに、管理部門全体の統括を務め、当社の経理・財務及び総務全般の業務などを適切、公平に遂行することができる高い知見を有しております。2019年4月からは代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し、経営の重要な意思決定及び各取締役の職務執行の状況に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしていることから、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としております。 | | | |
| 2 | 熊谷裕之（くまがいひろゆき）<br>(1960年１月16日) | 1980年３月　小島清掃株式会社入社（現当社入社）<br>1984年９月　同社取締役就任<br>2004年７月　株式会社ミダックホールディングス専務取締役就任<br>2010年４月　当社専務取締役就任（現任）<br>2015年12月　株式会社ミダックはまな（現株式会社ミダック）代表取締役社長就任<br>2021年９月　株式会社ミダック専務取締役就任<br>2025年４月　大平興産株式会社取締役就任（現任） | 1,107,371株 |
| (取締役候補者とした理由)<br>熊谷裕之氏は、長年にわたり、取締役として経営に携わるとともに、廃棄物処理業（最終処分、中間処分、収集運搬）全般及び営業、開発の経験を有し、広い視野・知見からの判断により当社の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 髙田 廣明（たかだ ひろあき）<br>(1968年4月9日) | 2006年12月　株式会社ミダックホールディングス入社<br>2007年６月　同社取締役就任<br>2010年４月　当社取締役就任当社経営企画部長（現任）<br>2021年10月　株式会社ミダックこなん監査役就任(現任)<br>2022年４月　株式会社ミダック取締役就任 | 381,442株 |
| (取締役候補者とした理由)<br>髙田廣明氏は、長年にわたる経営企画の経験を有し、現在取締役として経営企画部長をしております。当社の中期経営計画の策定・管理、M&A等に主体となって取り組んできた実績があり会社組織全体を把握していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 | | | |
| 4 | 鈴木 清彦（すずき きよひこ）<br>(1973年9月7日) | 2000年２月　当社入社<br>2006年10月　当社取締役就任当社営業部長<br>2008年４月　株式会社ミダックふじの宮取締役工場長<br>2019年６月　当社取締役就任（現任）<br>2022年４月　株式会社ミダック取締役就任（現任）<br>2022年４月　当社事業統括部長（現任） | 155,336株 |
| (取締役候補者とした理由)<br>鈴木清彦氏は、長年にわたる廃棄物処理業（最終処分、中間処分）全般の経験を有し、現在取締役として事業統括部長をしております。廃棄物処理に関する豊富な実績、継続的な成長のために適切な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 | | | |
| ※5 | 越智 雅彦（おち まさひこ）<br>(1975年3月1日) | 2003年１月　当社入社<br>2012年３月　当社営業部長<br>2022年４月　当社営業統括部長（現任）<br>2024年６月　株式会社ミダック取締役就任（現任） | 48,000株 |
| (取締役候補者とした理由)<br>越智雅彦氏は、長年にわたる廃棄物営業の経験を有し、現在、当社営業統括部長として当社グループの営業部門を統括しております。廃棄物営業に関する豊富な経験から、当社グループの売上計画の策定、管理等に主体的に取り組んできた実績があり、グループの継続的な成長のために適切な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。 | | | |

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．※印は、新任の取締役候補者であります。
3．各候補者の所有する当社の株式数には、ミダックグループ役員持株会における本人持分を含めて当期末（2026年３月31日）現在の株式数を記載しております。
4．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められること

となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5．当社は、過去、当社と同名の株式会社ミダックホールディングスを2004年７月28日に設立しましたが、2010年４月１日に当時の株式会社ミダック（現株式会社ミダックホールディングス）と合併し解散しております。
6．当社は、2021年９月１日に株式会社ミダックから株式会社ミダックホールディングスに商号を変更しました。また、2022年４月１日を効力発生日として会社分割を実施し、当社の収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を新たに設立した株式会社ミダックライナーに承継、並びに当社の廃棄物処分事業（産業廃棄物の収集運搬事業）を当社の完全子会社である株式会社ミダック及び株式会社三晃に承継させるグループ内の組織再編を実施しております。

**第２号議案**　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役俵山初雄氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな）<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| 俵山初雄（ひょうやまはつお）<br>(1951年1月23日) | 2005年６月　浜松信用金庫（現浜松磐田信用金庫）常務理事<br>2015年６月　静岡県西部地域しんきん経済研究所理事長<br>2018年６月　一般財団法人しんきん経済研究所理事長<br>2021年７月　学校法人興誠学園副理事長兼浜松学院大学学長<br>2022年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）<br>2022年７月　学校法人興誠学園理事長（現任） | 907株 |

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

大手信用金庫の常務理事として経営に関与し、企業への融資判断業務に長く携わった後、経済研究所理事長として地域経済の情報収集、調査研究に従事した経験を有することから、会社経営への幅広い専門的な知識と経験を有しております。また、興誠学園理事長として教育へも関与しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．俵山初雄氏は、社外取締役候補者であります。
なお、俵山初雄氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は4年であります。

３．当社と監査等委員である取締役俵山初雄氏は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としており俵山初雄氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

４．当社は、俵山初雄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、俵山初雄氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。

５．候補者の所有する当社の株式数には、ミダックグループ役員持株会における本人持分を含めて当期末（2026年３月31日）現在の株式数を記載しております。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会の構成

当社は、取締役候補者については、業界経験、専門知識、人格、多様性等の判断をもとに役員規程に定めた手続きに則り選任しております。監査等委員である社外取締役については、法曹、会計、税務等の知見をもとに選任しております。取締役スキルマトリックスは、以下のとおりであります。

| 役職 | 氏名 | ◇女性<br>□男性 | 経営 | 財務<br>会計<br>税務 | 法務 | 営業 | 技術<br>開発 | ＩＲ | リスク |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 代表取締役 | 加藤　恵子 | ◇ | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| 専務取締役 | 熊谷　裕之 | □ | ● | | | ● | ● | | ● |
| 取締役 | 髙田　廣明 | □ | ● | ● | | | | ● | ● |
| 取締役 | 鈴木　清彦 | □ | ● | | | ● | ● | | ● |
| 取締役 | 越智　雅彦 | □ | | | | ● | | | ● |
| 取締役<br>監査等委員 | 川上　好武 | □ | | | | ● | ● | | ● |
| 取締役<br>監査等委員 | 石川　真司 | □ | ● | | ● | | | | |
| 取締役<br>監査等委員 | 奥川　哲也 | □ | ● | ● | ● | | | | |
| 取締役<br>監査等委員 | 俵山　初雄 | □ | ● | ● | | | | | |

**第３号議案**　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2026年５月21日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」の継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）を決議いたしました。つきましては、本プラン及び下記Ⅲ．３「本プランの内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。なお、本プランの策定にあたり、外部環境等の整理及び一部語句の修正を行っておりますが、スキームに変更はありません。

本プランの内容は、以下のとおりです。

**Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

**Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組みについて**

(1)　企業価値向上への取組み及び本プランの必要性

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループは、当社及び連結子会社８社、非連結子会社２社、持分法適用関連会社１社で構成されております。セグメントは、（1）廃棄物処分事業（2）収集運搬事業（3）仲介管理事業の３つとしており、当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

環境省が公表している「産業廃棄物の排出及び処理状況等」によると、市場規模の指標となる全国の産業廃棄物の年間総排出量は、2007年以降はおよそ４億トン前後となっており、若干の増減はありますが、概ね横ばいで推移しております。

このような状況下、当社グループは、廃棄物処理のあらゆるニーズに応えるため、収集運搬、中間処理、そして最終処分までを一貫して手がけてまいりました。今後におきましても、廃棄物一貫処理体制のもと、長期の安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

また、2022年４月に創業70周年を迎えたこの大きな節目を機に、「経営理念」を追求する道筋として、次の80周年に「目指すべき姿」を具現化するため、ミダックグループ10年ビジョン『Challenge 80th』を策定しました。当社グループは、『Challenge 80th』実現に向け、５ヶ年の中期経営計画を２次にわたって推し進めることとし、最終年度である2032年３月期までに、最終処分場と中間処理施設に対するオーガニック投資を推し進めることで成長基盤の強化を段階的に積み上げてまいります。加えて、同時並行で積極的なM&A投資も推し進めることで、連結売上高400億円、経常利益120億円を目指しております。

振り返ると、ここ数年の間において、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢等によるインフレ圧力の上昇等、日本経済も目まぐるしく変化を遂げました。このような状況の中でも、当社グループが上場以来増収増益を継続し、安定的な収益源を構築できたのは、将来に向けた開発計画を着実に実践してきた実績によるものであります。

2022年６月に発表した『Challenge 80th』も同様であり、これまで積み上げてきたオーガニック投資と今後の開発計画を着実に実践することが、今後の当社グループのさらなる企業価値向上及び収益基盤の構築に繋がるものと考えております。

しかし、現時点においては、上記中期経営計画が道半ばにあることを鑑みると、適正な株価形成には長期的な時間を要するものと考えます。従って、本プランを予め具備しておくことは、今後の企業価値向上及び株主共同の利益に寄与するものと判断し、本プランを継続することといたしました。

(2)　コーポレート・ガバナンスについて

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループが営む事業は、株主、従業員、顧客、債権者、そして地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係の構築が必要不可欠であると考えております。当社グループでは、社会的信用に応えるべく、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営管理体制の構築が重要な経営課題のひとつと認識しております。

経営の意思決定や取締役の業務執行の監督、内部統制の体制整備及び高い倫理感を持って行動するための「行動指針」「行動基準」を定めるなど、経営の健全性及び効率性並びに透明性を高めるためにグループ全体で取り組んでおります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的に、2017年６月22日開催の第53期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）で監査等委員会を構成し、監査機能を一層充実させております。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要

(a) 取締役会は取締役（監査等委員であるものを除く）5名（男性4名、女性1名）及び監査等委員である取締役4名（男性4名）で構成され、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。

(b) 監査等委員会は常勤監査等委員1名、監査等委員（社外取締役）3名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び他の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。なお、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

(c) 指名・報酬委員会は、委員長を代表取締役社長として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。構成員は、委員長の代表取締役社長の他、監査等委員（社外取締役）3名で構成されております。

(d) 特別委員会は、委員長を代表取締役社長として、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。構成員は、委員長の代表取締役社長の他、監査等委員（社外取締役）3名で構成されております。

(e) 当社グループの全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとして毎月1回、グループ経営会議を開催しております。毎月の予算実績管理、部門計画の進捗管理を行う他、社内の全ての重要事項について審議又は意見交換を行っております。

(f) 当社グループは、委員長を代表取締役社長として、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応を図るため、サステナビリティ推進委員会を３ヶ月に１回以上開催しております。構成員は、委員長の代表取締役社長の他、主要幹部で構成されております。

(g) リスク管理委員会を3ヶ月に1回以上開催し、当社を取り巻く経営リスクの検証を行い、そのリスク発生防止のため組織的且つ適切な予防策を講じるよう努めております。

(h) 代表取締役社長の直属の安全管理室を設置し、社内の労働安全や衛生上の問題点抽出や改善への取組み状況の確認を実施しております。

(i) 代表取締役社長の直属の内部監査室を設置し、専任２名で「内部監査規程」に基づき、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。

(j) 会計基準に準拠した適正な会計処理を行うべく、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士

指定社員　業務執行社員　　西川　福之

指定社員　業務執行社員　　望月　邦彦

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　　8名
会計士試験合格者等　　4名
その他　　10名

(k) 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は法令が規定する金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力しております。その目的を実現させるためには、株主の権利と利益を守るための健全な経営とそれを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。この課題を達成するために、当社は各会議体が形骸的なものになることを排し、取締役、幹部社員に積極的な発言を行うことを奨励しております。また、日常的にも意思疎通を緊密にし、忌憚のない意見交換ができる自由な雰囲気を醸成することを心がけております。社長からの一方的な指示命令や馴れ合いの議論を排除し、リスクを考慮したうえで迅速な意思決定を行うとともに、相互の牽制を効かせることができる組織の構築を図っております。その一方で当社は、監査等委員会を設置し監査等委員である取締役につきましては、それぞれの経験から、経営に対して厳格なチェックを行っております。また、内部監査室による内部監査を行っております。

このような体制とすることで、迅速な意思決定と経営監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、情報開示につきましては、ステークホルダー間に情報格差が生じないよう適時公正な情報開示を心がけてまいります。

## Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

１．本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って継続されるものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社は、Ⅱ．(1)に記載のある中長期の事業戦略の達成のためにも、今後は廃棄物排出量の最も多い関東地域への拠点展開に注力し、新規廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設）の設置候補地を複数選定し、同時並行的に計画を推進していく方針であります。

当社の主要事業である廃棄物処理事業は装置産業であり、かかる事業戦略を遂行していく上で、多額の資金が必要となります。2022年１月には、管理型最終処分場の第２期から第４期までの工事代金の一部と当社の新規水処理施設の建設費用の一部に充当するため、これに必要な資金を新株式発行により約28億円調達いたしましたが、当社では、今後も東日本エリアで２件、西日本で１件の新規管理型最終処分場の開発を予定しているなど、複数の投資案件を計画しており、今後においても、さらに高い資金需要を見込んでおります。

かかる状況において、当社として大規模買付行為に対する対抗策の必要性について検討したところ、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗策を準備しておくことが必要であるという結論に至りました。当社としては、かかる対抗策の準備は、上記事業戦略を着実に遂行し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本プランは、大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであると考えております。

当社の株主の状況は、2026年３月31日現在において、発行済株式総数の59.18%（議決権割合59.41%）が当社役員及びその関係者（以下、「当社役員等」といいます。）によって保有されております。しかしながら、当社の株式は、その約４割は個人株主の皆様や外国法人等により保有されているため、当然のことながら流動性があります。現時点において当社役員等が保有している当社の株式についても、その権利の行使については個々の判断の基に行われており、また、今後の世代交代等により、各々の事情による譲渡、相続、その他の処分がなされることで、分散化が進んでいく可能性は否定できません。また、当社役員等の発行済株式総数に対する保有割合（以下、「持株比率」といいます。）は、東京証券取引所第二部（現スタンダード市場）上場直前の2018年9月30日時点の70.77%から、2019年12月に実施した公募及び第三者割当てによる新株発行（611,600株）及び株式売出し（総数209,000株のうち当社役員等によるもの134,000株）、2022年１月に実施した新株発行（1,000,000株）により、59.18%に低下しております。今後も上記事業戦略遂行において発生する高い資金需要に対応するため、2022年１月に実施したような株式市場からの資金調達を選択する可能性も十分あり、当社の株式の流動性がさらに増す可能性は否定できません。以上のような観点から、資金調達による流動性の向上が図られる場合には、当社役員等の持株比率は低下することになり、より多くの株主及び投資家の皆様に当社の株式を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

なお、2026年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2．本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランにおける独立委員会の委員には、別紙２に記載の４氏が就任する予定です。

3．本プランの内容

(1)本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等 [1]について、保有者 [2]の株式等保有割合 [3]が20%以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等 [4]について、公開買付け[5]に係る株式等の株式等所有割合 [6]及びその特別関係者 [7]の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ⅰ) 買付者等の概要

(ｲ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ﾛ) 代表者の役職氏名

(ﾊ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
(ホ) 国内連絡先
(ヘ) 設立準拠法

(ⅱ) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(ⅲ) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等 [8]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日 [9]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(ⅰ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(ⅰ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者 [10]、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ⅱ) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(ⅲ) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(ⅳ) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名

称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(ⅴ) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(ⅵ) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(ⅶ) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(ⅷ) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ⅸ) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(ⅹ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)又は(ⅱ)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(ⅰ) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ⅱ) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関す

る当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(ⅰ)又は(ⅱ)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(ⅰ) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ⅱ) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙４に掲げる事由により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合

には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙５「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2029年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止される

ものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4．本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。また、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の趣旨を踏まえた内容になっております。

(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記１．に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(2)事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記３．(3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3)必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記２．に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の

決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記３．に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記３．(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は業務執行取締役の任期を１年としているため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

５．株主及び投資家の皆様への影響

(1)本プラン継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の３．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記３．(1)⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受け

るべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(３)本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以　上

[1] 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

[2] 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ⅱ)において同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の２第６項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
[7] 金融商品取引法第27条の２第７項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。
[8] 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。
[9] 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。
[10] 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みます。以下同じとします。

別紙１

独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。

２．独立委員は３名以上とし、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した、(１)社外取締役、又は(２)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。

３．独立委員会の委員の任期は、選任の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

７．独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
(１)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
(２)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
(３)本プランの廃止及び変更
(４)その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8．独立委員会は、必要に応じて当会社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当会社の費用で、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以　上

## 独立委員会委員の略歴

石川　真司　（いしかわ　しんじ）（1966年９月18日生）

| | |
|---|---|
| 1997年 ４月 | 弁護士登録 |
| 2001年10月 | 中京法律事務所共同経営 |
| 2015年 １月 | 弁護士法人中京法律事務所　代表社員（現任） |
| 2015年 ４月 | 愛知県弁護士会副会長 |
| 2017年 ４月 | 法テラス（日本司法支援センター）愛知副所長 |
| 2019年 ６月 | 当社取締役（監査等委員）（現任） |
| 2024年11月 | 岡崎市監査委員（現任） |

※当社は同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

奥川　哲也　（おくがわ　てつや）（1962年７月21日生）

| | |
|---|---|
| 1985年 ４月 | 名古屋国税局採用 |
| 1993年 ９月 | 佐藤澄男税理士事務所入所（現税理士法人名南経営） |
| 1993年10月 | 税理士登録 |
| 1994年10月 | 野田勇司公認会計士・税理士事務所入所 |
| 2001年 １月 | 公認会計士・税理士祖父江良雄事務所入所（現デロイトトーマツ税理士法人） |
| 2013年 ４月 | 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授就任（現任） |
| 2018年 ４月 | 奥川哲也税理士事務所開設、同所所長（現任） |
| 2021年 ６月 | 当社取締役（監査等委員）（現任） |
| 2024年 ６月 | 株式会社カノークス社外取締役就任（現任） |

※当社は同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

俵山　初雄　（ひょうやま　はつお）（1951年1月23日生）

| | |
|---|---|
| 2005年 ６月 | 浜松信用金庫（現浜松磐田信用金庫）常務理事 |
| 2015年 ６月 | 静岡県西部地域しんきん経済研究所理事長 |
| 2018年 ６月 | 一般社団法人しんきん経済研究所理事長 |
| 2021年 ７月 | 学校法人興誠学園副理事長兼浜松学院大学学長 |
| 2022年 ６月 | 当社取締役（監査等委員）（現任） |
| 2022年 ７月 | 学校法人興誠学園理事長（現任） |

※当社は同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、

取引所に届け出ております。

犬飼　敦雄　（いぬかい　あつお）（1975年４月30日生）

| | |
|---|---|
| 2004年10月 | 弁護士登録 |
| | 細井法律事務所（現弁護士法人大樹法律事務所）入所 |
| 2011年11月 | 犬飼法律事務所開設 |
| | 同所所長（現任） |
| 2012年 1 月 | 名古屋大学法学部非常勤講師（現任） |
| 2016年 4 月 | 小牧市行政不服審査会　委員（現任） |
| 2023年 4 月 | 愛知県弁護士会　子どもの権利委員会委員長 |

※上記４氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以　上

別紙３

当社の大株主の状況（2026年３月31日現在）

| 順位 | 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|---|
| 1 | 株式会社フォンスアセットマネジメント | 8,245,000 | 29.78 |
| 2 | 熊谷勝弘 | 4,138,600 | 14.95 |
| 3 | 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,425,800 | 5.15 |
| 4 | 熊谷由起子 | 1,342,800 | 4.85 |
| 5 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,186,200 | 4.28 |
| 6 | 熊谷裕之 | 1,096,320 | 3.96 |
| 7 | 加藤恵子 | 654,439 | 2.36 |
| 8 | 矢板橋一志 | 605,840 | 2.18 |
| 9 | 株式会社静岡銀行（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社） | 507,000 | 1.83 |
| 10 | 浜松磐田信用金庫 | 430,000 | 1.55 |

（注）当社は、自己株式93,272株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以　上

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
3．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
4．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高価売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
5．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6．買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7．買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8．買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9．買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10．その他１．から９．までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以　上

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当て総数
　本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主
　割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日
　本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数
　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格
　本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限
　本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者[11]、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者[12]、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者[13]（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

[11] 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[12] 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係

者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[13] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以　上

# メ　モ

# メ　モ

# 株主総会会場ご案内図

**会　場：オークラアクトシティホテル浜松　4F「平安の間」**

静岡県浜松市中央区板屋町111番地の２　☎053－459－0111




**交通のご案内**

●ＪＲ浜松駅より徒歩５分

駐車場はご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。


UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080